



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

上場会社名	古河機械金属株式会社
代表者	代表取締役社長 宮川尚久
(コード番号)	5715)
問い合わせ先責任者	財務部長 酒井宏之
(TEL)	03-3212-6564)

新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 1 月 5 日に第三者割当により発行いたしました新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）につき、下記のとおり残存する全ての新株予約権を取得し、これを消却することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の名称 古河機械金属株式会社第 1 回新株予約権
- (2) 取得価額 本新株予約権 1 個当たり 636 円（総額 63,600,000 円）
- (3) 新株予約権の数 100,000 個

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、機械部門の海外展開、金属部門の鉱山権益の取得、電子及び化成品部門の新製品の事業展開の投資資金を確保するとともに、財務基盤の強化を目的として、みずほ証券株式会社を割当先として平成 23 年 1 月 5 日に本新株予約権を発行いたしました。

しかしながら、政権交代以降景気が好転し、各事業部門の業績回復、利益の積み上げにより財務基盤も改善したことから、機械、電子及び化成品部門における設備投資資金等は自己資金及び金融機関からの借入により実施、また、金属部門における原料確保のための海外銅鉱山権益取得はなかったため、本新株予約権の行使による資金調達は行っておりません。当社といたしましては、行使期間までに新株予約権行使による資金調達の必要性がなくなったこと、希薄化の発生による当社株価への影響等を総合的に勘案した結果、本新株予約権を取得するとともに消却することといたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

平成 27 年 11 月 24 日

4. 今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響は軽微であります。

なお、今後の資金調達につきましては、成長戦略における各事業部門の設備資金等の資金需要に応じ、直接調達も含め必要に応じ適切な方法を検討してまいります。

以 上